



写真1

1月号で「御所まち」の入口は、近鉄御所駅から東に向かつて、JRの踏切を越えたところから始まる商店街のアーケードの終わり、その右側であると述べました。そこを少し南に入ったところに、写真1に示す高札場が復元されています。

高札は、人びとに知らせることを、

ふるさと御所 歴史探訪

其の十五

高
札

板に墨で書いて掲示したもので、鎌倉時代からありました。江戸時代には、幕府にとって最も重要な規則を書いて、村や町の目に付きやすいところに掲示しました。御所市内には、たくさんの高札場があったはずですが、情報がありません。何かご存じの方がおられましたら、お教え願いたいと思います。

御所まちには、3枚の高札が残っています。復元された高札場には、残っているその3枚の高札の複製、高札の説明、平成の御所式目、御所の行事の計6枚が掲示されています。「式目」というのは、「集団が守るべきこと」という意味です。御所式目は、東川市長が市長になる前に、NPOの一員として考えた項目です。高札場の復元は、国土交通省の補助金によって平成20年に完成しました。

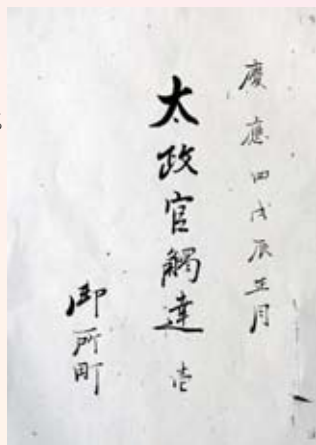
残っている高札は、「火付け札」・「徒党札」・「似せ金銀札」の3枚です。「火付け札」は、正徳元年（1711）に出されたもので、放火の禁止、火事場泥棒の禁止等を定めています。「徒党札」は、「百姓一揆」等の禁止で、明和7年（1770）に出されました。密告者には銀100枚の褒美をするとしていますが、これを白米の値段で換算すると現在の約6百万円になります。「似せ金銀札」は、天保14年（1843）に出されたものです。これらの他に、「キリシタン札」が

あります。これにも密告の褒美のことが書かれています。また、孝行を推奨し、生活一般について規定した「忠孝札」、毒薬を禁止した「毒薬札」、宿場間の駄賃を決めた「駄賃札」等がありました。

高札は、幕府の権力を示すという一面があり、明治政府もこれになりました。慶応4年（1868）。明治への改元は9月4日（1月3日の鳥羽・伏見の戦いに勝利した新政府は、3月15日に徳川幕府の高札を廃棄し、5枚の新しい高札を掲示することを命じました。これを五榜の掲示（「榜」は掲示板の意味）といいます。

新政府の高札は残っていませんが、触書が残っています。表紙を写真2に示しますが、慶応4年1月から新政府の出した触を記録したものです。

写真2



第一札には、基本的な道徳を守ること、殺人・放火・窃盗の禁止等が定められています。第二札は、一揆等の禁止で内容は徳川幕府の

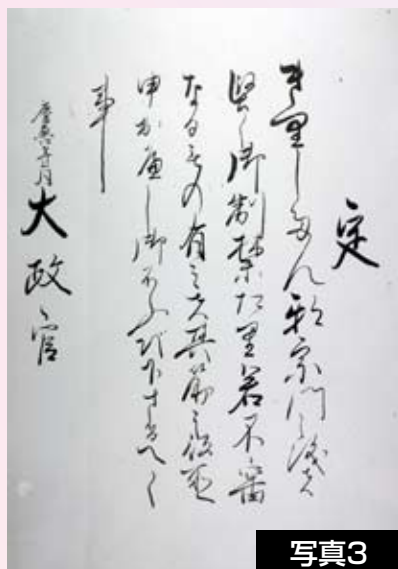


写真3

ものと同じですが、褒美の額は書かれていません。第三札は興味深いもので、徳川幕府と同じく、キリシタンを禁止しています。その部分は写真3ですが、現在の文字に直すと左記のようになります。

きりしたん邪宗門の儀は堅く御制禁たり、若不審なるもの有之は、其筋の役所へ申出べし、御ほうび下さるべく事

ここで申し上げたいのは、維新といっても、政府の制度や人びとの意識には、ほとんど変化がなかったということです。

第四札は外国人に危害を加えることの禁止、第五札は外国への渡航の禁止です。江戸時代の発行人は「奉行」でしたが、これらは「太政官」になっています。これらの高札は、キリシタンを禁止していることから、諸外国からの圧力があり、明治6年（1873）に廃止されました。

（文責 中井陽二）